

自転車の通行は車道？歩道？どっち！？



原則は車道通行です！
右の標識や標示がある歩道は、**例外的に**自転車で歩道を走ることができます。



「普通自転車歩道通行可」の道路標識・道路標示

その他、道路標識等がない歩道でも、次のような場合は歩道を通行することができます。

やむを得ないと認められるとき

著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるとき



【連続した駐車車両】



【道路工事】

このような方が運転するとき



13歳未満の子ども



70歳以上の方



車道通行に支障のある身体障害を有する方

歩道を通行するときの交通ルール

① 通行できるのは普通自転車に限る

普通自転車とは：車体の大きさが長さ190cm、幅60cmを超えないなどの一定の基準を満たすもの
※タンDEM自転車等は含まれません

② 車道寄りを徐行

歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しましょう
徐行とは、すぐに止まれる速度のことです
※歩道上であれば、左右どちらの歩道でも通行できます



③ 歩行者優先

歩行者が立ち止まったり、避けなければならなくなる時は、必ず「一時停止」しましょう

かぶろう
自転車用
ヘルメット

令和8年4月
交通反則通告制度

解説動画公開中、
二次元コードから
ご覧ください